

国 平成22年度当初予算案・平成21年度第2次補正予算案の概要（島根県関連）

平成22年度当初予算

一般会計		92兆	2,992億円	( 4.2 % )
歳入	税 収	37兆	3,960億円	▲18.9 %
	その他収入	10兆	6,002億円	15.8 %
	国債発行	44兆	3,030億円	33.1 %
歳出	一般歳出	53兆	4,542億円	3.3 %
	国債費	20兆	6,491億円	2.0 %
	地方交付税等	17兆	4,777億円	5.5 %

※一般会計総額は過去最大規模（対前年当初比+3兆7,512億円）

※国債発行(+11兆900億円)、特会・基金の増収(+1兆4,460億円)も過去最大

<公共事業>・・・公共関係予算全体は▲18.3%と大幅に削減

○道路整備 1兆2,464億円（国費：▲25.1%）

- ・ 原則新規無し、事業箇所数2割減、H24年までの早期供用分重点化
- ・ 山陰道、尾道松江線のH22年度予算での取扱いは、1月末を目途に公表予定
- ・ 直轄負担金の維持管理費は原則廃止（特定の事業はH22年度に限り徴収）

○「社会資本整備(2.2兆円)」「農山漁村整備(1,500億円)」交付金の創設

- ・ 国交省の補助金及び地活交付金(H21:9,400億円)を原則統合して新たな交付金
- ・ 農水省の農道等の公共も「農山漁村地域整備交付金(1,500億円)」に統合

○ダム関係予算（志津見ダム:30.9億円、尾原ダム:130.1億円）

- ・ 直轄の志津見ダム、尾原ダムは、H22年度完成に向けて所要額確保
- ・ 補助ダムは、浜田川総合は事業継続、被積ダム・矢原川ダムは検証対象扱い  
〔道路、ダムの整備方針については、今後評価制度見直し等が行われる予定〕

<農林水産>

○戸別所得補償制度のモデル対策 5,618億円

- ・ 米の生産数量目標に応じた農家等に〔定額補償1.5万円/10a + 変動部分〕を支給
- ・ 水田で麦・大豆等を生産する農家に、主食用米並の所得水準となるよう助成

○中山間直接支払交付金(285億円) 離島漁業再生支援交付金(14億円)

- ・ 両制度ともH22年度から始まる次期対策(5年間)が継続認定

<医療・子育て>

○診療報酬 0.19%プラス改定

- ・ 診療報酬本体+1.55%、薬価等▲1.36%。急性期入院医療に4,000億円集中配分

○子ども手当の創設 1兆4,980億円

- ・ 給付費総額2兆2,554億円(月額1万3千円)、H22年度は児童手当を継続

○高校の授業料無償化 3,933億円

- ・ 公立高校は授業料(約12万円)を不徴収。私立高校は同額の就学支援金を支給

平成22年度地方財政対策

<地方交付税>・・・地方の自主財源回復のため1.1兆円増額

○地方交付税 16兆8,900億円程度（前年度比 +1兆700億円）

- ・ 「地域活性化・雇用等臨時特例費」の創設 9,900億円程度
- ※「地域雇用創出推進費(H21創設5,000億円)」は廃止

○臨時財政対策債 7兆7,100億円程度（前年度比 +2兆5,600億円）

- ・ 実質的な地方交付税は24兆6,000億円程度(対前年度比+17.3%程度)
- ・ 財政力の弱い地方団体に配慮する観点から、発行額算出方法の見直し

○地方一般歳出 66.3兆円程度（前年度比 +1,100億円）

- ・ 一般財源(水準経費除き)は58兆7,600億円程度(+9,600億円程度)

○過疎債 2,700億円

- ・ 過疎法が期限切れを迎えるなか、前年度と同水準の過疎債が計上

平成21年度第2次補正予算

<緊急経済対策>・・・7兆2,013億円（事業規模24.4兆円）

○雇用 6,140億円

- ・ 介護、医療等の「重点分野雇用創出事業」の創設1,500億円
- ・ 雇用保険の国庫負担引き上げ3,500億円、雇用調整助成金の要件緩和

○景気 1兆5,742億円

- ・ 中小企業金融対策の拡充(ほぼ全業種が信用保証活用)8,681億円

○地方支援 3兆4,515億円

- ・ 公共事業(橋梁補修、電線地中化等のインフラ整備交付金)5,000億円
- ・ 地方交付税(国庫収入の減収分補てん)2兆9,515億円

<その他>

○ガソリン等暫定税率

- ・ 当分の間税率水準を維持。石油価格高騰時には課税を停止する法的措置

○高速道路無料化 1,000億円

- ・ 初年度は路線を限定し、無料化の社会実験を実施(対象路線1月中公表)

○経済危機対応・地域活性化予備費 1兆円

- ・ 非特定議決国庫債務負担行為限度額(1兆円)とあわせ、2兆円の景気対策

# 平成22年度当初予算等の政府予算案の状況〔農林水産部〕

予算関連説明資料  
農林水産総務課

## 1. 平成22年度当初予算〔主な事業〕

事業名等	事業概要	政府予算案の状況	関連する県予算事業名	政府予算案に対する県の対応
公共事業		H21: 9,952億円 H22: 8,563億円(対前年比: 85.9%)		農林水産省の公共事業費は、削減率が高いため、県の当初予算への影響が必至 ①新たに創設される「農山漁村地域整備交付金」の積極的な活用 ②「道整備交付金(内閣府)」の積極的な活用 などにより、事業費の確保に努める
農業農村整備事業	ほ場整備・農業用排水施設整備 地すべり防止 ほか	H21: 5,772億円 H22: 2,129億円(対前年比: 36.9%)	経営体育成基盤整備事業 かんがい排水事業 ほか	
治山事業	治山	H21: 992億円 H22: 688億円(対前年比: 69.4%)	復旧治山事業 地すべり防止事業 ほか	
森林整備事業	造林・林道整備	H21: 1,617億円 H22: 1,182億円(対前年比: 73.1%)	造林事業 林道開設事業 ほか	
水産基盤整備	漁港整備・漁場整備	H21: 1,199億円 H22: 822億円(対前年比: 68.6%)	広域漁港整備事業 大型漁礁設置事業 ほか	
海岸保全	海岸保全	H21: 180億円 H22: 49億円(対前年比: 27.3%)	漁港海岸保全事業(ゼロ国)	
農山漁村地域整備交付金	地域の創意工夫による農山漁村の総合的な整備を進めるため、農・林・水の各分野の公共事業が自由に選択できる自由度の高い交付金	【新規創設】 H22: 1,500億円	農道整備事業(継続分) 農業集落排水整備事業 水土保持治山事業 農業集落環境整備事業 ほか	
直轄事業				
国営中海土地改良事業	干拓地の農業用水確保対策や造成施設の処分等	【事業費ベース】 概算要求: 39億円→不明	国営中海土地改良事業	
国営かんがい排水事業(斐伊川沿岸)	農業用排水施設の整備等	【事業費ベース】 概算要求: 18億円→不明	国営かんがい排水事業(斐伊川沿岸)	
フロンティア漁場整備事業	・ズワイガニ・アカガレイ・マアジ等の漁場整備	【事業費ベース(全国)】 概算要求: 13億円→13億円(地区別の内訳は不明)	直轄特定漁漁場整備事業(日本海西部地区)	

事業名等	事業概要	政府予算案の状況	関連する県予算事業名	政府予算案に対する県の対応
米戸別所得補償モデル事業	別添資料のとおり	【新規創設】 H22:3, 371億円	—	—
水田活用自給力向上事業	別添資料のとおり	【新規創設】 H22:2, 167億円	—	—
耕作放棄地再生利用緊急対策	耕作放棄地を借り受け自ら再生し営農する者への支援 ・耕作放棄地の再生や土づくり、作付け初期投資、加工・販売等の施設整備などを総合的・包括的に支援	予算計上見送り (事業仕分け解決) 「予算計上の見送り(今の基金の範囲内で事業に支障がないと考えられ、基金の積み増しは不要)」	しまねの農地再生・利活用促進事業 (耕作放棄地再生利用緊急対策基金整備等事業) (県単任意継続し)	任意継続しを継続予定
農地有効利用生産向上対策事業 (農地有効利用支援整備事業)	地域が目指す営農体系への変更や耕作放棄の未然防止等のため、農地や農業水利施設に係る排水条件等の整備に対し、必要な経費を助成	廃止 (事業仕分け解決) 「各自自治体の判断に任せる」	農地有効利用支援整備事業 (県単任意継続し)	耕作放棄地・不作付地の発生防止等に向けた支援を検討中

## 2. 平成21年度二次補正予算分

事業名等	事業概要	政府予算案の状況	関連する県予算事業名	政府予算案に対する県の対応
地域活性化・きめ細かな臨時交付金(内閣府)	きめ細かなインフラ整備に対する交付金(緊急経済対策) ・危険な橋梁補修 ・電線地中化・都市部の緑化 ・森林における路網整備 など	【新規創設】 H21補正:5, 000億円	—	路網整備などでの実施を検討中

## 戸別所得補償等の概要について

### 【目的】

・小規模農家も食料の安定供給や多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価し、意欲あるすべての農家が農業を継続できる環境を整え、創意工夫ある取組を促していく。

	事業の概要	課 題																													
米戸別所得補償モデル事業	<p>■対象農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米の生産数量目標に即して生産を行った販売農家・集落営農</li> </ul> <p>■交付単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標準的な販売価格と生産費の差額を全国一律単価で交付：15,000円/10a(定額分)</li> </ul> <p>■交付対象面積</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主食用米の作付面積から一律10aを控除して算定</li> </ul> <p>■留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整水田等の不作付地により生産調整を達成している農業者は、不作付地となっている水田の地番・面積を明らかにし、作物の栽培ができない理由と期限を定めた改善計画を市町村へ提出し認定を受けることを要件として、モデル事業の交付対象とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業導入の推進</li> <li>・農地(水田)台帳の整備</li> <li>・改善計画の策定</li> <li>・不作付地の解消</li> </ul>																													
水田利活用自給力向上事業	<p>■対象農業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者と出荷契約等を取り交わすこと等を要件に、交付対象作物を生産する農業者・集落営農</li> </ul> <p>■交付単価＝全国一律</p> <p>【交付単価と産地確立交付金との差】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th>交付対象作物</th> <th>自給力向上</th> <th>産地確立</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>麦</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">35,000</td> <td style="text-align: right;">49,000</td> <td style="text-align: right;">▲ 14,000</td> </tr> <tr> <td>大豆</td> <td style="text-align: right;">47,000</td> <td style="text-align: right;">▲ 12,000</td> </tr> <tr> <td>飼料作</td> <td></td> <td style="text-align: right;">33,000</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> <tr> <td>新規需要米</td> <td style="text-align: center;">80,000</td> <td style="text-align: right;">28,000</td> <td style="text-align: right;">52,000</td> </tr> <tr> <td>加工米</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">20,000</td> <td style="text-align: right;">12,000</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td>そば</td> <td style="text-align: right;">30,000</td> <td style="text-align: right;">▲ 10,000</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> <td style="text-align: right;">▲ 11,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※産地確立交付金は県内各地域の平均単価(円/10a)</p> <p>■激変緩和措置(国で予算措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産地確立交付金より減額となる地域の影響を緩和するため、「麦・大豆・飼料作物間での単価調整」や「地域振興作物等へ地域で単価設定できる仕組み」を設定</li> </ul>	交付対象作物	自給力向上	産地確立	差額	麦	35,000	49,000	▲ 14,000	大豆	47,000	▲ 12,000	飼料作		33,000	2,000	新規需要米	80,000	28,000	52,000	加工米	20,000	12,000	8,000	そば	30,000	▲ 10,000	その他	21,000	▲ 11,000	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不作付地への新規需要米の作付推進</li> <li>・地域振興作物の生産振興への影響の緩和(激変緩和措置の活用等)</li> </ul>
交付対象作物	自給力向上	産地確立	差額																												
麦	35,000	49,000	▲ 14,000																												
大豆		47,000	▲ 12,000																												
飼料作		33,000	2,000																												
新規需要米	80,000	28,000	52,000																												
加工米	20,000	12,000	8,000																												
そば		30,000	▲ 10,000																												
その他		21,000	▲ 11,000																												

## 70 農山漁村地域整備交付金（公共）

【150,000(0)百万円】

### 対策のポイント

自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を支援します。

### <背景/課題>

地域の創意工夫を活かした農山漁村地域の総合的な整備を進めるため、農業農村、森林、水産の各分野でそれぞれが実施してきた既存制度を抜本的に見直しました。

自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択できるとともに、自治体の自由な創意工夫によるソフト事業も実施可能な、自由度が高く、使い勝手の良い新たな交付金を創設しました。

### 政策目標

- 農地、農業用水等の農業農村基盤の整備
- 森林の整備・保全による森林の多面的機能の発揮
- 水産物の安定供給の確保

### <主な内容>

1. 都道府県又は市町村は、農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 以下の事業を総合的に実施することができます。
  - ①農業農村基盤整備事業  
農業用排水施設整備、ほ場整備、農地防災、農業集落排水施設整備等
  - ②森林基盤整備事業  
路網整備、県有林の間伐等の森林整備、予防治山等
  - ③水産基盤整備事業  
漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備等
  - ④海岸保全施設整備事業  
海岸保全施設整備、海岸環境整備等
  - ⑤効果促進事業  
農山漁村地域整備計画の目標を達成するため、上記事業①～④と一体となって事業効果を高めるために必要な事業
3. 国から都道府県に交付金を交付<sup>※</sup>し、都道府県は自らの裁量により地区毎に配分できます。また、都道府県の裁量で地区間の融通、施設間の融通が可能です。  
(※水産基盤整備の一部事業については、市町村への直接交付も可能。)

### お問い合わせ先：

- |                |              |                    |
|----------------|--------------|--------------------|
| 農業農村基盤整備に関すること | ： 農村振興局農村整備官 | (03-6744-2200 (直)) |
| 森林基盤整備に関すること   | ： 林野庁計画課     | (03-3501-3842 (直)) |
| 水産基盤整備に関すること   | ： 水産庁計画課     | (03-3502-8491 (直)) |
| 海岸保全施設整備に関すること | ： 農村振興局防災課   | (03-6744-2199 (直)) |

出典：農林水産省ホームページ「平成22年度 農林水産予算概算決定の概要」

## 平成22年度政府予算案の状況について

土木部

### 1 国土交通省公共事業全体（国費ベース）

（単位：億円）

	H21当初 a	H22概算要求	H22政府案 b	増減等	
				b-a	b/a
国土交通省	57,324	49,176	48,585	▲ 8,739	85%

### 2 直轄事業（国費ベース）

（単位：億円）

#### ■ダム

	H21当初 a	H22概算要求	H22政府案 b	増減	
				b-a	b/a
志津見ダム	43.7	不明	30.8	▲ 12.9	70%
尾原ダム	103.6		130	26.4	125%
斐伊川放水路	68	74程度	不明 (3月本頃に公表)		
大橋川	7.5	6.2~7.4			

#### ■高速道路

（単位：億円）

	H21当初 a	H22概算要求	H22政府案 b	増減	
				b-a	b/a
尾道松江線	101	86~104	◎不明 (1月末に公表)		
出雲湖陵道路	1	0~1			
多岐朝山道路	11.8	10~11			
朝山大田道路	5.5	0~1			
静岡仁摩道路	1	0~1			
仁摩温泉津道路	66.9	48~57			
浜田三隅道路	73.5	48~57			
益田道路	7.6	0~1			

### 3 補助事業（全国枠国費ベース）

（単位：億円）

#### ■道路

	H21当初 a	H22政府案 b	増減	
			b-a	b/a
補助事業	3,719	937	▲ 2,782	25%
地域活力基盤創造交付金	9,400	0	▲ 9,400	皆減
合計	13,119	937	▲ 12,182	7%

○開通時期が近いもの、事業年数が短いものを優先。

○原則として新規事業は行わない。

○事業箇所数は2割程度の削減を図る。

#### ■河川・砂防・ダム

（単位：億円）

	H21当初 a	H22政府案 b	増減	
			b-a	b/a
直轄・補助事業	8,512	6,450	▲ 2,062	76%
ダム除き	6,550	4,759	▲ 1,791	73%
ダム	1,962	1,691	▲ 271	86%

【新たな基準に沿った検証の対象とするダム事業を選定する考え方】

○136事業のうち47事業については検証の対象から除いて事業を継続

①既にダムに頼らない治水対策の検討が進んでいるもの

②既存施設の機能増強を目的としたもの

③11月までにダム本体工事の契約を行っているもの → 浜田第2ダム ※直轄事業：尾原ダム、志津見ダム

○上記以外の89事業は全て検証の対象 → 波積ダム、矢原川ダム

■港湾

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府案 b	増減	
			b-a	b/a
補助事業	1,454	1,116	▲ 338	77%

○政府案では港湾整備事業費総額しか公表されていないため補助事業費については地整から聞き取った直轄事業費を総額から控除して算出

■空港

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府案 b	増減	
			b-a	b/a
直轄・補助事業	5,280	4,574	▲ 706	87%

○政府案では空港整備事業総額（直轄+補助）しか公表されていない

■公園

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府案 b	増減	
			b-a	b/a
直轄・補助事業	400	360	▲ 40	90%

■下水

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府予算案 b	増減	
			b-a	b/a
補助事業	5,874	496	▲ 5,378	8%

■住宅

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府予算案 b	増減	
			b-a	b/a
地域住宅交付金（既存）	1,940	0	▲ 1,940	皆減

■社会資本整備総合交付金（仮称）

(単位：億円)

	H21当初 a	H22政府予算案 b	増減	
			b-a	b/a
社会資本整備総合交付金（仮称）	0	22,000	22,000	皆増

## 社会資本整備総合交付金（仮称）について

### 1. 趣 旨

- 地方公共団体が行う社会資本整備について、地方公共団体にとって自由度の高い総合交付金を新たに創設

### 2. 考え方

- これまでの個別補助金は原則廃止
- 個別補助金及び地域活力基盤創造交付金、まちづくり交付金などの交付金を統合して、「社会資本整備総合交付金（仮称）」を新たに創設

### 3. 平成 22 年度予算案

- 社会資本整備総合交付金（仮称） 2. 2 兆円（国費、全国枠）

### 4. 交付対象

- 都道府県又は市町村

### 5. 交付金のイメージ（別図参照）

#### 【交付金の分野】

- 国土交通省が所管する事業を政策分野別に 4 つに分類
  - ①活力創出基盤整備
  - ②水の安全・安心基盤整備
  - ③市街地整備
  - ④地域住宅支援

#### 【計画書の提出】

- 地方公共団体は、概ね 3~5 年を計画期間とする「社会資本総合整備計画」（分野毎）を策定して国土交通大臣に提出

#### 【交付金の交付】

- 国は、計画に基づき、単年度交付限度額を算定し交付金を交付
- 交付率は現行の事業で適用される国費率を基本
- 計画（分野毎）に位置づけられた事業の範囲内で、自治体が国費を自由に充当可能

#### 【透明性の確保】

- 地方公共団体は、計画及びその進捗状況を公表
- 計画期間の終了後は、地方公共団体自ら事後評価を行って公表

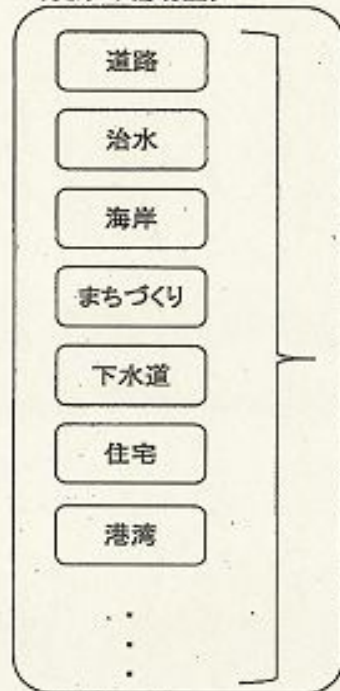
#### 【その他】

- 継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置を別途講じる



## 社会資本整備総合交付金（仮称）の基本スキーム（イメージ）

### <従来の補助金>



原則廃止

### <新たな交付金> (注)名称等は仮称である

